

積立定期預金＜α（アルファ）＞

販売対象	個人のみ	
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長15年(据置期間1年) ・ 明細毎にすべて3年の元利金継続として受け入れます。 ・ 満期日は各預入明細に対して、預入日の1年経過後から最長預入期間まで任意の日を指定できます。 ※ただし、満期日の指定は1ヶ月前までに通知が必要です。 ・ 満期日の指定がある場合は、指定満期日の前営業日が預入期限となります。 	
預入	預入方法	一括預入とし、預入期限内であれば不定期に最大99明細まで預入可能 ※自由金利型期日指定定期預金として受け入れます。
	預入金額	1預入明細につき1,000円以上300万円未満
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以降に一括、もしくは一部解約(明細単位の個別解約または複数個別解約)にて払戻します。	
利息	適用金利	固定金利 ※明細毎に預入時の自由金利型期日指定定期預金の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ※自動継続後の利率は継続日における自由金利型定期預金の店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	満期日以降に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
税金	<p>個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>	
手数料	_____	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合口座」の担保とすることができません。 ・ マル優の取扱いができます。 	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、自由金利型期日指定定期預金の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。	
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口（9時～17時、TEL：0120-775-501）までお申し出下さい。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（TEL：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（TEL：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（TEL：03-3581-2249） 静岡県弁護士会（TEL：055-931-1848）</p> <p>等の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、TEL：03-3517-5825）までお申し出下さい。</p>	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。 ・ 指定された満期日から1ヶ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとしします。 ・ 最長預入期間以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 通帳式のための取扱いとし、ATMにて預入できます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） 	